

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷四十二第

行發日一月五年二和昭

論叢

分配論の性質 九州帝國大學 教授 文學博士 高田 保馬

中世の港 教授 文學博士 三浦 周行

勤勉獎勵目的の課税 教授 法學博士 神戶 正雄

純粹國家 助教授 法學博士 作田 莊一

說苑

ロッシヤーとヘーゲル哲學 講師 文學博士 米田庄太郎

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治

琉球最後の王朝とヘルリ提督 教授 法學博士 山本美越乃

雜錄

指數の形式と指數の目的 助教授 經濟學士 蜷川 虎三

比較性なき統計的計數 經濟學士 菊田 太郎

法令

銀行法・震災手形損失補償公債法・震災手形善後處理法・兌換銀行券整理法・公益質屋法・海外移住組合法・輸出絹織物取締法

勤勉獎勵目的の課税

神戸 正雄

緒言(本論の目的)

第一段 今日迄に於ける勤勉獎勵目的の課税

其一 勤勉獎勵目的の重要 (一)一般(二)租税に於ける其重要)

其二 勤勉獎勵目的の實現 (一)副目的又は副作用として勤勉獎勵目的を達成するもの(A)直接税に於ける財産重課(其長所(ろ)短所(B)交通税に於ける不勞重課(い)長所(ろ)短所(二)主目的として勤勉獎勵目的を達成せんとするもの(A)獨領東亞弗利加の家屋及小屋税(B)シャウタンの所得追加税案(C)デアロツフの非替利稅案(D)ゾンマトラツテの勞働稅案(E)フアウの三段課稅案)

第二段 勤勉獎勵目的の課税私案

其一 私案其もの(一)所得税の追加税(二)相續稅率に於ける特別考慮)

其二 斯案に對する批評 (一)經濟政策上(A)長所(B)短所(二)課税技術上(A)長所(B)短所(三)社會政策上(A)短所(B)長所(四)一般公益上及文化政策上(A)短所(B)長所(五)公平課税上(六)財政收入上)

結論(全文の要旨)

緒言

租税の目的としては、財政收入目的の外に、公益目的が存し得るといふ事、そして其が單に副目

的としてのみでなく、主目的としても存し得るといふ事は、前に説ける通りであるが、其の公益的目的の中には更らに、經濟政策目的があつて、其れは又、租税が經濟上の發展を妨げないやうにいふやうな消極的なる要求を越へたるものであり、積極的に經濟上の發展を促がさんとするものである。其は或産業を發展せしめやうとか、或地域の開發を促がさうとかいふこともあるし、又一般に入々の勤勉努力を促がし、節約貯蓄を進めやうといふこともあつて、此の如き事を目的としたる租税は成立し得るのである。そして此の如き經濟政策的目的は從來は主として財政收入を目的とし、能力原則に従ふて取られたる租税が序手に達成しつゝあつた所である。即ち消費税に於ける奢侈重課が節約獎勵に貢献し、直接税に於ける財産重課が勤勉獎勵に貢献し、交通税に於ける不勞重課も亦た勤勉獎勵に貢献して居る。けれども此等經濟政策上の目的、特に積極的に國民の勤勉を進捗し刺戟するといふ事は、經濟上の發展の爲には最重大なる事であるのみならず、精神文化の向上の爲めにも有益なる事であつて、是非とも之に力を用ゐたく、特に今日の如く大戦後疲弊し沈滞したる情勢の下には、一層の力を用ゐたき所であり、租税政策としても、單に副目的として副作用的に達成するに甘んぜず、別に又、之を主目的とし、少くとも一の主目的としたる租税をも考案したしとする。然るに此問題については其重大なる價值あるにも拘らず、從來、あまり多く取扱はれて居らない憾がある。で、私は茲に之についての注意を促がさうと思つ

て一文を作つて見る。

第一段 今日迄に於ける勤勉獎勵目的の課税

其一 勤勉獎勵目的の重要

私は此問題を説くの前に當つて、先以て勤勉獎勵の重要について説かう。

(一) 一般——にいふて此事の重要なる事はいふを待たない。廣く經濟政策上の目的要求といふ中でも、勤勉獎勵目的は最有意義なものである。夫の特定産業の進捗といふ如きに至つては、其は間々、他の産業の犠牲に於て行はるゝといふの缺點を伴ふし、又其生産上の利益はあつても、消費者に對する損害を伴ふといふこともある。消費節約目的といふのも、其によりて資本の増加、生産材料の充實といふ良き結果は生ずるが、産業の爲めの需要を縮少するといふこともあり、國民の意氣を消沈せしめ、文化の向上を阻止するといふこともある。或度までは此等の不良結果が大して現はれずして濟むけれども、度を過ぎすぎには、此不良結果が著しく現はれて、全體上面白からざることゝもなる。然るに此勤勉獎勵に至つては經濟上、何等の悪影響なきのみでなく、之あるによりて初めて、能く經濟界の發展が行はれ得る。人々が勤勉するの結果は、其人が利益を受くるのみでなく、他の一般人もが之によりて益することになる。成程、競争の激烈になるとい

ふことはあり、劣者としては困ることもいへるが、其にしても競争の烈しく行はるゝ結果は、供給さるゝ物の品質の改良が行はれ、價も安くなるものが出来て皆な人が之によりて利することになる。其間に於て劣者の困るといふ如きは全體上重きを置くに足らず、彼が何としても立行かぬだけでは社會的救済を受くる外なく、又此の如くにして競争の烈しく、進歩の盛んな處では、此劣敗者を救済することが優に出来得る所でもある。そして經濟上に於て各人が勤勉努力を爲す處では、其によりて得たる大な經濟力は、文化の發展を助成することにもなるし、又同じ氣風は文化向上に貢獻するの原動力ともなる。だからして勤勉を獎勵するといふ事は國家全體上、必要にして有益なる事としなければならぬ。

(二) 租税に於ける其重要——斯くの如く一般に重要なりとせらるゝ、勤勉獎勵目的は、租税に於ても亦重要である。其が既に一般に重要とさるゝ以上は、租税に於ても出来るだけ之を考慮するのが當然である。特に租税目的を以て、單に財政收入のみに限らずとする以上は、此重要なる國家公益上の目的をも租税目的と爲し、其副目的としてののみでなく、一の主目的としても認めて可である。此勤勉獎勵といふことの租税に於て期待すべきことについては既に諸多の人の注意した所であるが(註二)、之を租税に於て實現するの可能なる事も亦た學者の認める所である(註三)。

(註一)

(1) 此事を明確にいふて居るのは、ゲアロップで、彼は租税は、貯蓄心と勤勉とを抑制すべきでなく、むしろ此を判裁

しなくてはならぬといふて居る。

(2) 廣く經濟上の發展を、租税に於て計るべきことを説くものは頗る多い。例之マクナブは、租税につき二原則を擧げて、其第二則として、出來得るならば、租税は國民の富、國民の力、及國民の幸福の種々の源を増加する高尚なる目的に役立たしめらるべしといふものを立て、居り、ブアウは、租税には單に一の目的があると爲し、其單一目的とは、國家需要の充足(財政上の目的)と、經濟的必要と、社會的發展とを出來るだけ調和することだと爲し、そして其の經濟的必要に應ずる爲めには、租税が生産に出來るだけ小なる損害を與ふる方法と、生産に刺戟又は規律付ける影響を與ふる方法とを講ずることにありと爲し、メロンは、恒久的租税制度は、永き期間の事情を考慮し且つ國家全體の繁榮に於ける終局の結果の考慮に於て作らるべきものだといふ。其他、テアハルは、國民經濟上の租税の影響如何が根本的問題であるといふと爲し、モンバートは、獨逸現下の事情として、經濟生活の運命への租税政策の考慮が、以前よりは一層強くならなければならぬといふと爲す。

其二 勤勉獎勵目的の税の實例

今日迄に行はれ又は考察されたる勤勉獎勵目的の税を擧ぐると左の如くである。

(一) 副目的又は副作用として勤勉獎勵目的を達成するもの——

(A) 直接税に於ける財産重課——從來、直接税に於て、財産的所得は勤勞所得よりも重く課せられる。其は同一額でも前者は後者よりも給付能力一層大なりと認めらるゝからである(註三)。然るに此が勤勉獎勵の目的にも適ふことになるといふ事がある。

(註三) 此點は私の嘗て詳説した所であり、諸多の學者の一般に反對せぬ所だが、ホブソンは、併し、之に反對して居る。固

1) Gerloff, Steuerwirtschaft und Sozialismus. S. 45.
2) Jones, The nature and first principle of taxation. p. 107. Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung. S. 14. 16. Mellon, Taxation. The peoples business. p. 10. Terha'le, Steu'erlast und Steuerskraft. S. 38. Mombert, Besteuerung und Volkswirtschaft. S. 9.

より其は異例と認むべきものである。⁴⁾

(い) 其長所——此本來は能力原則によりて行はれたる財産重課が勤勉獎勵に適ふことになるといふのは何故かといふのに、同一金額でも財産所得を重く課税し、勤勞所得を軽く課するときに、單純なる勤勞者も或度までは之を意識して其負擔の割合に軽いのに刺戟されて一層多く勤勞して所得を擧げやうといふ事に決意し得るし、財産者としては、其財産所得の税の重きに刺戟されて、一方には負擔の輕き勤勞にも従事して其埋合せを得やうといふことにもなり、他方には同一額の財産からして一層多くの所得を擧げやうとして、即ち財産利用の工夫に一層力を用ゐることゝもなつて其點5)からしても國民の勤勉を獎勵することになる。

(ろ) 其短所——で夫の財産重課といふことは、國民が良く之を理解し、甘く利用して呉れるならば、右にいふやうな勤勉獎勵といふ全體上有利な結果をも伴ふのである。けれども同一の制度が之を受け入れる所の國民の心掛又は考方如何によりては却つて不利なる悪しき影響ばかり生ずるといふことにもなり得る。即ち夫の財産重課からして、人が財産を有つことを馬鹿らしと考へ、貯蓄を控へ、浪費を盛んにすることになるかも知れない。勤勞者は其負擔の軽いのに慣れて、怠慢に流れ、浪費を事することゝなるかも知れない。營業者の如きは其所得が一部財産に負ふものとして負擔が勤勞者よりも重くなるごときに、其折角の努力の結果が十分に報ゐられず

3) Gerloff, a. a. O. S. 45.

4) 拙著、租税研究三卷 76 以下。Hobson, Taxation in the new state, P. 94-8.

5) 拙著、租税研究二卷 39-41.

して、其努力の馬鹿らしきことを感じて其努力が鈍るといふことになるかも知れない。凡べて此等は必ず生ずるともいへないが、必ず起らぬともいへない。だからして夫の財産重課制度のみに依頼して居つては良き望まじき結果は得られぬ。別に堅實なる國民的精神が一般に行渡らなくてはならぬといふ事を閑却してはならない。

(B) 交通税に於ける不勞重課——交通税にては普通の其は大體輕課せられ、不勞利得課税の意義を有つた相續税や財産増價税や土地増價税などの如きものが重く課せられる。此は矢張り本來は、能力原則に従ふたもので、不勞所得又は不勞利得は、努力所得よりも能力一層大也と認められた結果である。併し此が勤勉獎勵の目的にも適うといふことが出来る。

(い) 其長所——此課税の結果として、努力によりて所得する者が一層有利となるので、人々が勤勉努力を一層勵むことになり得る。人が不勞によりて利得することを當てにしないで、努力によりて一層多くを得やうといふことにもなり得る。即ち人々が此事を善解すれば此良き結果を生ずる事を得る(能門)。又特に相續税の如きに於て被相續人が此税の重きが爲めに、相續すべき財産を多く残すことを馬鹿々々しく感じて其努力を鈍らすといふことなきやとも思はるゝけれども、其税が残されたる財産の全部を取らずして一定の部分を取るに止まる以上は、被相續人は其相續者を思ふの情からして、税のかゝるだけ多くを残さうとして、税の輕いときよりも、其重いとき

に、一層多く努力するといふことがあり得る(註五)。或は此税の如何に拘らず、富者として死することの誇りから、又財を積むことに於ける樂みから、努力を續けるといふもある(註六)。

(註四) スタンプは、努力所得と不勞所得とを差別することが、働く人よりも不勞怠慢生活者を重く課することに於ける良結果を有つといふて居る。尙ラマイヤは相続税に關し、相続権の存在又は此相続による財産の獲得又は獲得の期待が、相続人の方にて自助及勤勉の刺戟を減少する傾向を有つといふ。

(註五) プアウは、家長が此税によりて其勤勉及節約心を弱めらるゝよりは、むしろ反對に、其相続人に租税要求額を引去りたる後に尙十分なる財産額を残す爲めに、其緊張を弛めないこととなり得るといふて居る。

(註六) ビグーは、資本を集積することの刺戟は、或度まで、富者として死することにより併せらるゝ誇りの希望に存する。此刺戟は相続税によりては妨げられないといふて居る。一理ある見方である。

(ろ) 其短所——此の如くにして不勞重課は大體、勤勉獎勵の結果を齎らすけれども、併し必ずしも此が良き結果のみを生ぜぬ。努力所得者が其負擔の輕きに慣れて、努力を鈍り、浪費に耽ることゝなるかも知れぬし、それから相続税の如きには、被相続人に於て其税の重くかゝる爲めに、相続財産を残すことを馬鹿々々しと感じて、其努力を鈍らし、浪費に流れるといふことにならぬかも知れぬし(註七)、相続人に於ては特に其小な相続財産に關する場合の如き、重き課税の爲めに生活上非常に困窮することゝもなり得る。尤も此終の點は財産の大きさに依る累進率の適用によりて避け得るし、被相続人が相続財産を残すことを馬鹿々々しとすることに存する弊害に對して

7) Stamp, The fundamental principles of taxation, p. 180. Ramaiya, A national system of taxation, p. 174.

8) Pfau, a. a. O. S. 71.

9) Stamp, l. c. p. 153.

は前項に擧げた點もあるからして、あまりに大な弊害を生ずるには至るまい。

(註七) ラマイヤは、家族感情は人の元氣及起業に對する最強き刺戟である。若し吾人の財産が其死後、國家に移るであらうといふことが規定されるるときには、其結果は、富を追跡することに於ける人間の行動に對する刺戟を傷けることとなるであらうといふて居る。¹⁰⁾

(二) 主目的として勤勉獎勵目的を達成せんとするもの

(A) 獨領東亞弗利加殖民地に於ける家屋及小家税——此は現に行はれたものであり、其立法趣意は、實に之によりて土民をして此税を拂ふ爲めに勤勉努力せざるを得ざらしめやうといふにあつて、即ち經濟政策又は教育政策上の目的が重きを成し、財政收入上の目的はいふに足らぬものであつた。¹¹⁾ 此の如きは未開幼稚なる社會、殖民地のやうな處では確かに有效であり、人民の欲望が單純で、自然の材料が豊富な處では、人々をして努力せしむることは容易ではなく、之を努力に刺戟するのには、強制労働制を設くるか、左もなくば課税を爲すの外ない。獨逸の殖民地にて此税を選んだのも無理からぬ(註八)。併し之を文明國に行ふた所で、右の野蠻國で見るとやうな效果は擧らぬ。以て我邦の制度としては參考とするに足らない。

(註八) ベラフェルデスは、特に發達の程度の低い國民では、租税に依りて活動(勤勉)と節約との刺戟を見ると爲し、ロツツも、熱帯殖民地の土人の欲望が増加して自ら進んで労働者とならうとするまで待つて居ない殖民政策者は、強制労働制を定めるか、從來慾望少き土人に租税負擔を課するかを迷むことゝなるといふて居る。¹²⁾

10) Ramaiya, l. c. p. 175-6.

11) Schmidt, Nichtfiskalische Zwecke der Besteuerung. S. 88.

12) Bela Földes, Fw. S. 265. Lotz, Fw. S. 217.

(B) シヤウタンの所得追加税案——佛人シヤウタンが佛國議會に於ける獨身者の追加税と關聯して薦めたる案に依ると、十八歳から五十五歳までの男子にして、經常的職業を有たざるものに、百分の十だけの税を追徴しやうといふのである。¹³⁾此案は所得税をもつ文明諸國に行ふとしては實行可能であり、又或度まで人々をして正業を有つて勤勉せしむることに貢献する。唯だ十八歳と五十五歳といふ年齢の定め方に獨斷の嫌があり、何故に男子に限るかにも問題は残り、其は暫らく許すとしても、經常的職業と然らざるものとの區別が困難であるといふやうな非難をも免れない。

(C) ゲアロツフの非營利税案——此はゲアロツフが、其最高利用原則といふものから(註九)出發して、此原則に従て租税に依る勞働の強制を勸め、其爲めに二の非營利税を作るべしとするものである。そして其一は、勞働なき生存を許すほど大な財産を有つ非營利者たる富める怠慢者の捕捉であり、其二は、具體の場合に於て相當なる營利が可能なりやを問はず凡べての非營利者又は外見上の營利者の捕捉である。¹⁴⁾此案についての彼の説明は至つて不十分であり、其方法如何につき不明の點が多いので、可否をいふことも難いのだが、特に第二の非營利税に至ては能力の乏しき又は殆んど之なき者に課税することともなり得べきであつて、租税として不都合不條理なるのみならず、實行不可能といふの缺點もある。併し第一の非營利税の方は作り方の如何によりては

13) Schmidt, a. a. O. S. 88.

14) Gerloff, a. a. O. S. 45.

實行も容易であり、多少は勤勉獎勵の目的を達し、而かも能力原則からしての説明もつく。尤も勞働なき生存といふことの意義範圍が多少限界難であるといふの非難は此にても矢張り免れない。

(註九) ゲアロッパのいふ所の最高利用原則といふのは、課税が最高の全體利用を達すべき國民經濟の最高目的を妨げないのみでなく、出来るだけ之を直接にも追めなくてはならぬといふことである。¹⁵⁾

(D) ズンマーラツテの勞働稅案——此は、人々の勞働を刺戟し國富を増殖するの目的にて、男女の區別なく十七歳乃至六十歳の者(但し十七歳以下の小兒の母、懷妊者、不具者、其他の營利不能者を除く)に之を課さうといふのである。其方法は、先づ從來の八時間勞働制を維持して、各人は自己及家族の生計を維持する爲めに、是非とも八時間だけは毎日働かなくてはならぬ。そして各の企業者にも其の有つ所の生産方便の利用の爲めに八時間が許さる。併し國家は國家の財政及國民經濟の爲めに、人々に今一時間多く働かさうといふので、各の勞働者は第九時間を國家の爲めに働き、各の企業者は其第九時間につき其經營を材料と共に國家の處理に供する義務がある。即ち此第九時間分の收益は勞働者に負ふ分も企業者に負ふ分も舉げて國家に供する。即ち企業收益の九分一が取らるゝことになる。別に世の中には資本利子によりて衣食する不勞人があるが、此にも普通税の外に、其財産所得の九分一を課して、彼等をして其所得の之に依る減少を補

ふ爲めに或何等かの職業に就かざるを得ざらしめて、茲にも勤勉を勸め怠慢を戒むる。前の企業者労働者をして一時間多く働かしむるのと相並んで同じ目的を達する。此九分一に當るものは又、労働によりて給付するを原則と爲し、其出來ざる場合初めて代償として金にて拂ふ。そして其ときは九分一以上を給付せしめる。營利不能者（十七歳以下の小供をもつ母、懷妊者、不具者等）が此労働なき所得をもつときは、其最小生活資料を超過する額のみについて此労働税を拂ひ、且つ人的に労働する義務は負はない。それから一般に労働なき所得は、其が最小生活資料を超過するときは、年齢の區別なく、收益の九分一を課し、尤も十七歳未満及六十歳以上のものには人的労働の義務はない。¹⁰⁾ 以上は此案の大要だが、此に於ける強制労働又は労働義務といふことが文明國に於て、人の自由に重きを置く國に於て疑問となるのみならず、八時間労働といふ永い間の努力の結果として得られたものを抛棄することにも、文明國としては遺憾とするものが存する（註一〇）。其は此大戦後の困窮したる國民事情の下に、全體上犠牲とする外なしとしても、斯の如くにして人々が一時間だけづゝ多く働かんとすることによりて、失業を多からしめ、働くに處なきことゝならずやといふの疑も起る（註一一）。けれども之によりて自ら勞賃が安くならざるを得ずして其國の産物に於ける生産費が安くなり、販路擴張が生じ、隨ふて失業などいふ憂は却つて滅失するといふこともあり得る。又従來の労働が比較的樂であつた場合に、一時間位の労働延

18) Sommerlatte, Die Sozialisierung und Verstaatlichung der Betriebe durch Arbeitsabgabe. S. 5-8. 17-8.

長は格別堪へられぬほどでないとしても、従來のが既に過勞状態であつたといふ場合には、國家の強制にて今一時間働かしむるといふのが頗る非人道的なるものだともいはれ得る。又此特別税の爲めに所得の減少するのを補はんとして職業に就く者の中には、營利能力の缺けたるものあるが爲めに、營利能力はあつても其小さいことの爲めに、或は所得の大きさが最小生活資料を超過しては居るが、其限界に近い所の小額であるが爲めに、此税を課するのが氣の毒といふことがある。そして大な利殖所得者では、此九分一税位では左迄勞働の刺戟とはならぬといふことがある。其他勞働時間増加といふことには其勞働場の監督統制の困難が大いのを免れない。大工場なればまだ良いが、小な工場や、工場外の仕事などには此は頗る六つかしいといふ非難を避くるを得ぬ。

(註一〇) 此案の第一缺點は、恰かも、折角社會民主的大衆が永い時の間の争鬭の後、漸くにして其理想の一部たる八時間勞働を達成したときに、之によりて過時間勞働の要求が置かるゝことにありと、ゾンマーラツテが自問を發して居る。¹⁷⁾
(註一一) 此案の第二の非難は失業の危險にありと、著者が自問自答をやつて居る。¹⁸⁾

(E) プアウの三段課税案——プアウは、其所得及財産税體系に於て、三段課税を主張し、一般所得税(主として勞働收益を捕捉する所の)を最低く、收益財産税を次の高さにて、そして享樂財産税を最高く課さうといふのである。¹⁹⁾ 此は節約獎勵と共に勤勉獎勵をも達成しやうといふのである。其勤勉獎勵に關するだけでは、其は前に擧げたる財産重課と同である。茲に重ねて批判する

17) Sommerlatte, a. a. O. S. 12.
18) Sommerlatte, ebenda.
19) Pfau, a. a. O. S. 52.

ことを省く。

第二段 勤勉獎勵目的課税私案

其一 私案其もの

以上の記述によりて勤勉獎勵課税の今日迄の理論及實例の大體は明かにせられた。今私は茲に、私自らの此目的を追ふ所の課税案を示さうと思ふ。

(一) 所得税の追加税——所得税義務ある(随つて免税點以上の所得額を有つ所の)、十八歳乃至六十歳の、不具廢疾者たらざる男子にして、勤勞を伴ふ經常的職業を有たざるものに、本税の一分を追加課税すること、

(二) 相続税率に於ける特別考慮——相続税に於て五萬圓以上(例之)の財産の相続には、其以下の財産に比し特段に重き税率を課するが如く按配すること、

右の二の方法が最も行ひ易い、多少勤勉獎勵目的を達するに貢献すべき課税方法である。そして經常的の勤勞的職業とは醫師辯護士教師官公民吏使用人勞働者農商工雜業者會社の専務及常務取締役業務執行社員などで、單なる土地家屋證券所有者預金者貸金者貸物者會社平取締役出資者等は之からして除かるべきである。第一の税に於て女子を除いたのは、我國に於ける今日の女子の

地位から見て之に勤勞的職業を強ゆるを穩當ならずと認められた爲めであり、第二の税に於て五萬圓の相續財産を指定したのは、此以上の大きさの相續財産を受くる者は、其により自己及其普通大の家族が勤勞に従はずして中等の生活を營むことが出來、隨ふて此に怠慢者生活に陥るの可能性ありと認められたに因る。

其二 斯案に對する批評

私は試みに右の案を提唱する。尙ほ未熟であつて加工の餘地ありとは認める。が暫らく之を土臺として自問自答的に其長短を批判して見る。

(一) 經濟政策上

(A) 長所——いふまでもなく此案は經濟政策上の希望から出たのであり、或度まで此目的に適う。一體、野蠻國では課税によりて人民の勤勉を獎勵することにもなり得るが、文明國ではむしろ課税を加減し、勤勞を非勤勞よりも輕課することによりて前者を刺戟するの可能性が大い(註二)。

三。そして從來行はれた勤勞所得に對して財産所得を重課する方法に依りては、勤勞所得のみを有つ者と、財産所得のみを有つ者との對立では前者の勤勉を刺戟するの效果を生ずるであらうが、財産所得と勤勞所得とを併せ有つ者に對して、其財産所得についても宥恕することが出來ぬだけ、此の如き者に於ける勤勉を刺戟する力が弱い。然るに上記の新案に依るときには、此の如

き財産所得を有ちつゝ勤勞に従ふ者にも、單なる勤勞者と同様に宥恕を行ふことになるからして、單なる勤勞者が一層多く勤勉することに刺戟さるゝのみでなく、別に財産あるも、又其が大財産であつても、之が所得のみに依頼せずして、尙一層勤勉努力して行かうといふことになり、隨ふて經濟上の發達を有力に助くることとなり得る。又財産所得者が別に勤勞に従事する限りに於ては、其財産所得までも課税上有恕さるゝからして、其だけにては財産の蓄積を妨げることもなきことが出来る。それから營業者といふ特歴の階級のもものは、夫の財産重課主義からいふと、財産者と勤勞者との中間扱を受けて、多少不利なる立場にあるともいへるが、此案に依る課税には、むしろ純然たる勤勞者並みの扱を受けることが出来、隨ふて營業者といふ經濟上有爲なる人々の活動が一層多く刺戟さるゝといふこともある。それから前記案の第二税によりて或度以上の大きさの相續財産に特に重き税率を適用することによりて、其大な相續財産を受くる者に、動もすれば爲めに怠慢に陥らうといふについて(註一三)反省を促がすことを得る。此くの如くにして人々に勤勉を刺戟するの結果は、企業及勞働の集約となり、物價の下落を生じ其國産業の輸出能力も亦増大することゝなるであらう。

(註一二) リツテュルは、無我的勤機に依る勞働烈度の増進といふことのあり得ざる今日の經濟制度の下に於て、個人の慾望の利用といふことの必要が絶對であると爲し、ロビンソンは、租税の結果は人民をして働くことに少く傾かしめることゝな

り得る。そして其は税率の高いときに一層可能のやうだといふて居る。²⁰⁾

(註一三) ベックは、ホブソンを引用して、大なる餘剩所得の存在が、其收得者をして、怠慢又は浪費生活を爲すことを得しめ又は之に誘ふこととなつて、生産の世界からして人的労働を引去るといふが、其は大なる相續財産の收得についても當る²¹⁾

(B) 短所——強ひて之が弊害といへば、第一税にて、勤勞者にて負擔の輕いだけ彼等をして怠慢に流れしめずやといふことである。如何にも此が全く起らぬとはいへない。特に下級の勤勞者には此が多少は起るごも思はるゝが(註一四)、併し彼等とて此によりて全く無税となるのではなく、本税は依然として存続し、唯だ追加税が課せられぬといふに止まるからして、左まで彼等を怠慢に導くといふことが起らずして濟み得るであらう。又第二税によりて、被相續人の心裡に大財産を残すことを馬鹿らしと感せしめて其生涯に於ける努力を鈍らしめずやごも思はるるが、此ごて左までの事であるまいといふことは、前に述べた所の如しである。

(註一四) リツチニルは、賃取労働者の租税壓迫に對する直接の反應は、過多仕事か又は消費制限だといふが、之を裏からいふと税を軽減するの結果は怠慢か浪費かといふことになる。²²⁾

(二) 課税技術上

(A) 長所——此案は現在の所得税相續税に附帯して行はるゝものだから、全く新しき税を作るのとは異り、大した技術上の困難なくして行ひ得る。又多少の困難があるにしても前記經濟政策上の目的に重きを置くならば、其大なる理想の爲めには、其しきの事は忍び得るものでなければなら

20) Ritschl, Theorie der Staatswirtschaft und Besteuerung. S. 193. Robinson, Public finance. p. 57.
21) Peck, Taxation and Welfare. p. 207.
22) Ritschl, a. a. O. S. 97.

ぬ(註一五)。

(註一五) ゲアロッフは、ノイマンに従ひ、立法者が吾人(學者)に期待するものは、吾人が原則上の根拠からして一定の原則上の目的の爲めに開陳することである。之が、實行如何は、其は實行可能の標準が其時々々の當該事情に於て定める事物である。理想を成すべき目的を、理念に於て求むることが吾人に任かされて居る。吾人は茲に斷へず活動すべきものであるといふて居る²³⁾。が其通りであつて、既に一定の重要な目的が定まり、之によりて適當なる方法の示されたる以上は、實際家は之に於て、大した實行上の故障がないと認めたならば之を行ふべきであり、之ありとするならば、其故障のなくなるまで待つべきものである。併し又、故障の度合の大きいときにも尙ほ之が實行を躊躇すべきではなく、むしろ之を排しても行ふのが其の務めでなければならぬ。

(B) 短所——併し夫の案に於て十八歳とか六十歳とか、五萬圓とか定めたのが獨斷だといふ非難は免れぬ。尤も此は此種の事物には避くべからざること、宥恕され得ることではある。今日我國の所得税相續税に行はるゝ免税又は宥恕の標準にも此種のこと既に於て居るのであつて、此が何にも事新しいやり方ではない。經常的の勤勞的職業といふもの、範圍が多少不明だとの非難も起らうが、此も列舉的に明示して此不明を避ける工夫をするより外仕方がない。更らに之が爲めに殊更ら形式的外見上の職業に就くこととなりはせぬかどの心配もあるが(註十六)、其は或度までは已むを得ぬことであり、併し又社會的制裁もあるから、左までに烈しい遁脱は起るまいと思ふ。

(註一六) プアイファアは、凡べての職業者を、利殖者よりも低い度にて課税するときに、各人は少くとも外見上或職業を營

むことゝなるであらうと注意して居る。²⁴⁾

(三) 社會政策上

(A) 短所——此案に對しては此が勞働者の如く既に相當長時間働いて居るものに一層長く働かして過勞を生ずることなきや、又あまりに多く人が仕事に就くことゝなるが爲めに他面に失業を多くしないかといふ事が心配せらるゝ(註一七)。

(註一七) 前出註一〇、一一参照。

(B) 長所——成程いふ所の如き心配が全くないとはいへぬが、併し此案は夫の前に述べたゾマ—ラツテ案の如く勞働者に一時間だけ多く働くことを強制するのではなく、全く各人の自發によりて多少勤勉の度を増さしむるものに過ぎぬからして、之が爲めに過勞といふことになるの心配は大して恐れるに及ばぬと思ふ。從來勞働せざりしもの、勞働に服すること少かりし者をして一層多く働かしむるを得るだけでは、怠慢生活からして勤勞生活に入らしむるものであつて、其はむしろ過小勞から相當勞に移らしむるの利がある。人々が多く働くことになる爲めに失業を増さずやともいふが、人々の多く働く社會では、然らざる處に比して生産費割安となり、物價割安ともなつて、競争上有利となり内外に廣き販路を有ち得るからして、仕事は随つて又増加し、失業の恐はなきことを得るでもあらう。

(四) 一般公益上及文化政策上

(A) 短所——此案は結局、有階級を重課することになるが、此人々が必ずしも無爲徒食を爲すとは限らずして、其自由なる地位を利用して、自ら道樂として學問技藝の興義を極め、或は他の人之等に従ふもの、事業を助成し、慈善其他の公益事業にも従ふことが少くない(註一八)。夫の税が之を抑壓することゝなるだけでは、望まぬものとしなければならぬ。

(註一八) ファイブアーは、多くの利殖者が無用の生活を營むとしても、恰かも此階級からして、其獨立なる地位を以て、公益に役立つことに利用する人々の生ずることを考察しなければならぬと注意して居る。²⁵⁾

(B) 長所——併し又其反對に、彼等の中には無爲徒食して、民衆を苦しめ、少くとも民衆の反感を刺戟し、而も別に文化の進歩向上に貢献することなきものが少くないのであるから、前掲の點のみからして、此税案を批判することを得ない。且つ又、人が特に勤勞に従はずして有閑生活を追ふこと自身が、人を眞の幸福なる境界に入らしめずして却つて不幸なる境界に置くといふこともある(註一九)。其點からしても夫の課税は有意義なるものといはなければならぬ。

(註一九) ラマイヤは、生産することなくして消費し、努力することなくして享樂せんとする企ては、生命の分量を減少し且つ生命の品質を劣悪ならしむるものだといふが、實に其の通りである。²⁶⁾

(五) 公平課税——此案は嚴格にいふて能力原則から見れば、不公平である。所得税に於て、經常的なる勤勞的職業に就いて居るからといふて、其の人のもつ大な財産所得にも有恕したり、相續

25) Pfeiffer, a. a. O. S. 47.

26) Ramaiya, l. c. p. 173.

税にて一定大さ以上の相續財産を收得したからといふて、其點だけで特に重く課税するといふのは、能力原則のみからしては説明し得ぬ。けれども此稅案が前にもいふ通り、經濟政策目的に出でた特別處置だとすれば、例外的に之を認めることは出来る。

(六) 財政收入上——には、夫の特別制度があまり大な收入を生じないだらうとはいへるが、併し何程か特別の收入を齎らすといふだけの事はある。

結 論

以上要之、租税には財政收入目的の外に公益目的が存在し得、其一例として此に勤勉獎勵といふ經濟政策上の目的が存し得る。そして此目的は今日の時勢に於ては重大なる使命をもつものとするべきであり、従來行はれた財産重課不勞重課が恰かも此目的にも應じた所ではあるが、尙其以上にも此目的を租税の中にて達成しやうとするには、別に工夫なかるべからずであつて、之が爲めに此迄、色々の案が考へられたけれども、未だ十分に又容易に其要求を實現し得ないのである。其れで私は、茲に、之が爲めの一の案を試みに立て、見た。其とて決して満足なものとはいへなからうが、併し比較的實行容易であつて、或度まで夫の目的に適應したものとては薦めることを得る。實際家の參考とならば仕合せである。